

博士学位論文審査要旨

2018年1月31日

論文題目：「反社会的分子」と「人種」の狭間に
——世紀転換期ドイツ・バイエルンにおけるシンティ・ロマ政策——

学位申請者：大谷 実

審査委員：

主査：経済学研究科 教授 川越 修

副査：経済学研究科 教授 布留川 正博

副査：経済学研究科 教授 菅 一城

要旨：

本論文の課題は、19世紀から20世紀への世紀転換期（1880年—1930年）のドイツ・バイエルンにおけるシンティ・ロマ（当時は「ツィゴイナー」と呼ばれていた人々）に対する社会の認識と行政・警察による取り締まり政策の展開を、一次史料に基づいて跡付けることに置かれている。それを通じて「国民国家化」および「社会国家化」とマイノリティという観点から、20世紀への世紀転換期に大きな変貌を遂げつつナチズムへと傾斜してゆくドイツ近現代社会の歴史を再検討することが本論文の狙いである。

研究対象としてシンティ・ロマが取り上げられるのは、工業化の高度化によって強化され帝国主義化を進めるとともに、上昇した「国民」生活の安定を図るセーフティネットを提供することによって「社会国家化」の道をたどり始める「国民国家」において、シンティ・ロマをはじめとするマイノリティたちは、「国民」の枠からの排除と包摂の狭間に置かれるることを通じて、未定型の「国民」を成形させる存在となつたと考えられているからである。また対象地域がバイエルンに絞られているのは、シンティ・ロマが多く暮らしていた東ヨーロッパから西ヨーロッパへ移動する通り道になっていたことによって、バイエルンがドイツにおける取り締まり政策の試行錯誤の舞台となっていたからに他ならない。さらに研究対象時期がヒトラーによる政権掌握以前に設定されているのは、その時期が帝政期・ヴァイマル共和国期・ナチ期の連続性・非連続性というドイツ近現代社会史の根本問題を再検討するうえで鍵となる時期でありながら、シンティ・ロマをめぐる歴史研究の空白域になっているからである。

こうした課題設定に立って、ドイツ近现代社会におけるシンティ・ロマの歴史を「他者」（「国民」の枠外の存在）と「内なる他者」（国民社会の規範から逸脱した存在）という「二重の他者」の歴史として再構成していく本論文は、以下の4章から構成されている。

第1章では、同時代の百科事典の記述（イギリスとの比較を含む）とドイツ諸邦の刑事警察や内務省関係者がシンティ・ロマ対策をめぐって議論した「カンファレンス」（1911年開催）関連の記録を史料として、当時のシンティ・ロマ概念が多面的（一般的認識、「学知」、行政レベルの認識）に検討され、1900年前後のドイツでは、シンティ・ロマ概念は「放浪」や「物乞い」といった「振舞い」（「内なる他者」という理解につながる）による特徴づけと新たに登場する「人種」論（血統的な「他者」という理解をもたらす）の混淆状態にあったことが明らかにされている。

続く第2章以下では、バイエルンにおけるシンティ・ロマ政策の展開を分析することを通じて、警察行政による試行錯誤が次第に「二重の他者」としてのシンティ・ロマ概念を成形していく過程が明らかにされてゆく。まず第2章では第一次世界大戦以前の帝政期が検討対象とされてい

る。他のドイツ領邦とは違って、移動の自由に対する制限（貧困者の領内からの追放措置）が長く維持されたバイエルンにおいては、ミュンヘンの大都市化がてことなって警察組織が次第に近代化されるとともに、指紋採取や情報の一元化をつうじた犯罪取り締まりの科学化が進行し、ミュンヘンに「ツィゴイナー・センター」（個人別のデータを集めた「ツィゴイナー・ブック」を編集）が設置される一方で、シンティ・ロマに対しては従前からの追放による排除の傾向が強化されていった。

続いて第一次世界大戦期の総力戦体制とシンティ・ロマ政策の展開の関連を検討した第3章からは、戦争による社会的混乱（避難民の大量発生、銃後の犯罪多発、兵役忌避など）とシンティ・ロマが結び付けられることによって、彼ら・彼女らが総力戦体制における＜反体制／危険分子＞と認識され取り締まりの必要性が強調されてゆく状況が明らかになる。しかし取り締まりの現場ではシンティ・ロマのたらいまわしが横行し、取り締まりの実効が上がらないなか、終戦直前にシンティ・ロマたちを「労働=収容」するという形をとった新たな措置が導入され、「内なる他者」化が進行し始めることとなった。これを受け第4章では、第一次大戦後にこの新たな方向がバイエルンにおいて1926年の「ツィゴイナーおよび労働忌避者に関する法律」（1926年法）に結実し、ここに「他者」としてのシンティ・ロマと「内なる他者」としての「労働忌避者」（彼らの取り締まりはこれまで帝国刑法361条によって行われてきた）が一体として把握されることになる過程が検証されている。

こうした分析結果を受け、「おわりに」において本論文は、1926年法が成形した「二重の他者」というシンティ・ロマ像が、1929年以降の世界恐慌の影響下で、労働を忌避し「公的扶助」にただ乗りする「反社会的分子」という概念を生み出すことにつながり、さらにその象徴としてのシンティ・ロマがナチス体制下で「共同体の異分子」として「強制収容」と「絶滅」の矢面に立たされることにつながったと結論付けている。

本論文には、使われている文書館史料がバイエルン内務省のものに限定されている点や、ドイツの他地域の状況についての記述が少ない点、さらにはヨーロッパ諸国との比較を通じたドイツ近現代社会像の再検討への展望が不明確である点など、今後さらに検討されるべき課題が残されている。しかし、ヴァイマル期とナチ期のドイツ社会は連續しており、さらに世紀転換期のバイエルンにおけるシンティ・ロマ政策の展開は、新たなグローバル化の波に洗われている現代にも通底する問題を浮かび上がらせているとする本論文の主張は、緻密な一次史料解読の上に立った丹念な事例分析から導き出されたものとして、十分な説得力を持っていると評価できる。

よって本論文は、博士（経済学）（同志社大学）の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

総合試験結果の要旨

2018年1月31日

論文題目：「反社会的分子」と「人種」の狭間に
——世紀転換期ドイツ・バイエルンにおけるシンティ・ロマ政策——

学位申請者：大谷 実

審査委員：

主査：経済学研究科 教授 川越 修

副査：経済学研究科 教授 布留川 正博

副査：経済学研究科 教授 菅 一城

要旨：

本論文提出者は、2018年1月19日16時40分より2時間にわたって行われた諮問会において、提出された論文に関する研究の概要や意義、その学術的貢献について説得力のある説明を行い、また審査委員との質疑・討論を通じて、当該分野に関する幅広い学識と高い研究能力を有していることを証明した。

またドイツ語及び英語についても、十分な学力を有していることが認められた。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士学位論文要旨

論文題目：「反社会的分子」と「人種」の狭間に——世紀転換期ドイツ・バイエルンにおけるシンティ・ロマ政策——

氏名：大谷実

要旨：

本稿は、19世紀から20世紀への世紀転換期(1880-1930)のドイツ・バイエルンにおいて「ツィゴイナー」と呼ばれた人々に対して実施された措置(シンティ・ロマ政策)について、主にバイエルンの警察行政に関する一次史料を手掛かりに検討することによって、国民国家化ならびに社会国家化の観点から<移動の自由>を巡る当時の社会状況を明らかにしようとするものである。つまり、当時<放浪民族>と見なされていたマイノリティに対する政策展開を追うことを通じて、当時のドイツ社会が何を問題視・重視していたのか明らかにすることが本稿の狙いである。

この問題を考察するため、本稿では以下の具体的な問題群を検討している。世紀転換期ドイツにおけるシンティ・ロマ政策の嚆矢であり、のちにナチス期の政策モデルを提供したバイエルン—その中心的役割を担ったバイエルン内務省およびミュンヘン警察本部を頂点とする同警察行政は、いかなる背景のもとで政策を推進していったのか。なぜシンティ・ロマの放浪生活は、この時期に問題化され、取り締まられるようになったのか。いつ頃、いかにして、彼ら・彼女らは<二重の他者>として、すなわち一方では「労働忌避者」らとともにドイツ人の内部に潜む「反社会的分子」(内なる他者)として、他方ではドイツ人の境外にある「人種」(他者)として差別・迫害されることとなったのか。

これらの問題群について史料に即して分析することで、先述の問いに応えるとともに、第二帝政期からナチス期までのシンティ・ロマ政策の連続性・非連続性の問題—とりわけ「民族共同体」を巡る議論を進め、近代ドイツ社会の特質を捉えるための基礎を提供することも狙いとしている。

第1章では、シンティ・ロマ概念の歴史的展開を追うことを通じて、学知と政策の関係を検討している。とりわけ、<二重の他者>概念がいつ頃形成され、定着したのか、そしてそうした学知の動向は、バイエルンにおけるシンティ・ロマ政策といかなる関係を取り結んでいたのか、という点に着目している。まずドイツの百科事典におけるシンティ・ロマ概念をイギリスのそれと比較したところ、次の2点が明らかとなった。①ドイツの概念はイギリスのそれよりも貧困および犯罪との結びつきが強く、否定的な評価に傾いており、この傾向は1890年代以降高まっていった。②ドイツの百科事典において、シンティ・ロマに関して<人種>概念の影響がみられるようになるのは1890年代、すなわちヨーロッパにおける<人種理論>の普及と歩調を合わせたものであり、その普及は早かったとはいえない。

次に、世紀転換期にシンティ・ロマ政策に関与していた内務省関係者における概念について検討したところ、彼らは貧しい放浪生活を送りながら物乞いや詐欺などの犯罪を働くといった社会内部で問題を引き起こす<内なる他者>として位置づけられる一方、<血統>に基づく異質な民族集団としての<他者>概念も付与されていた。

世紀転換期における<学知>の一つである人類学においては、19世紀末の時点ではシンティ・ロマの<純血性>を強調していたにもかかわらず、20世紀初頭になるとその<混血性>を強調し、問題視するという変化がみられたが、これは当時ミュンヘン警察本部の発刊した『ツィゴイ

ナー・ブック』の見解と歩調を合わせた主張であった。

第2章では、帝政期バイエルンにおいてシンティ・ロマおよびその政策がいかなる環境下にあったのか、<移動の自由>関連法と警察行政制度を手掛かりに、当時の社会状況を加味しながら検討している。プロイセン王国時代から既に放浪生活は怠惰なふるまいとして問題視されていたものの、北ドイツ連邦時代からドイツ帝国初期にかけては自由主義的な政策が実施されていた。ただし、扶助居住地法を20世紀初頭まで受容せず、ゴータ条約の存続したバイエルンでは、他邦出身で自活不能と見なされた人物の追放が可能であり、他邦に比べて排他的な政策を可能とする法制度が維持された。しかし、1890年代になるとその政策は排他的となっていました。シンティ・ロマはドイツ国内の行商営業から締め出されるようになっていった。これは、<人種>概念がドイツの百科事典に掲載され始めた時期と一致している。そして、ミュンヘン警察本部保安部にシンティ・ロマらを取り締まる「ツィゴイナー・センター」が設置されたのもこの頃である。1890年代のバイエルンにおいて、シンティ・ロマを取り巻く環境が大きく変化していったのは、世紀転換期におけるミュンヘンの大都市化と人口移動の活発化による管理対象の急激な増加に一因があったと思われる。

第3章では、第一次世界大戦期の総力戦体制と、シンティ・ロマ政策の展開の関連性を検討している。前章で述べたシンティ・ロマ政策の状況は、戦時においてどのように変化したのか、そして政策のヘゲモニーはどこにあり、それはいかに獲得されたのか、総力戦体制下においてシンティ・ロマはいかなる境遇に置かれたのかについて検討している。

第一次世界大戦期バイエルンでは、戦火の広がりによって避難民の発生、軍事施設の保安強化の必要性、警察の人員不足に伴う銃後における犯罪の横行と治安の乱れ、そして偽造証明書を用いた兵役忌避問題などが発生した。バイエルン警察行政はこれらの諸問題をシンティ・ロマと結びつけ、彼ら・彼女らを「兵役忌避者」「敵軍のスパイ」といった<反体制／危険分子>と重ね合わせた。

取締現場の郡部警察は、19世紀末より国家官吏化と科学化という<二重の改革>によってその強化が図られていたが、その活動は各ゲマインデが追放者を押し付けあうというその場しのぎの解決の繰り返しだった。しかし、こうした対処は、第一次世界大戦において軍部という新たなアクターが登場することによって変更を余儀なくされた。ただし、それが終戦間際に労働=収容措置へと変更されたのは、地方自治体からの要請に因っていた。同措置は、ヴァイマル期に成立したバイエルン法「ツィゴイナーおよび労働忌避者に関する法」(1926年法)の雛形となった。

第4章では、ヴァイマル期の新たな社会・政治状況と、シンティ・ロマ政策の展開の関連性を検討している。ここでは、ナチス期との政策的連續性・非連續性を考察するうえで鍵となる1926年法の成立過程を手掛かりとして、<他者>と<内なる他者>の問題を考察している。戦後に訪れた極度の経済混乱と財政難の中、さらなる費用負担を生む労働=収容措置が同法によって再導入されたのは、従来の措置では取り締まりの限界に達していたことと、ミュンヘン警察本部が第一次世界大戦期の経験を<反体制／危険分子>対策から「労働忌避者」対策へと書き換え、その実効性を演出したためであった。

1926年法の「労働忌避者」対策は、ヴァイマル初期からミュンヘンなど一部大都市の警察行政がその必要性を訴えていただけであった。にもかかわらず、1926年法案の作成過程でこれが組み込まれた。これは、バイエルンが扶助居住地法の導入によってゴータ条約を失ったためだと考えられる。つまり「労働忌避者」対策は、公的扶助制度の統一の進展によって生じた救貧警察的追放手段の喪失を、保安警察的理由に基づく追放手段を肥大化させることによって埋め合わせようとするものであり、<労働への意志>を持つことを証明できない人物を、「公共の安全」を理由として取り締まることを可能とした。

このような<働くことを拒む者>を基準とした社会的排除が可能となったのは、当時のライヒ扶助義務令が制度を悪用して国家から生活費を騙し取り、怠惰に暮らそうとするものを公的扶助の対象から除外し、労働によって社会へ強制的に再統合する手段を提供していたためである。1926年法は、セーフティネットの整備拡充による社会国家化を進めるなかで生じた、新たな社会的排除であった。

おわりにでは、ナチス期から戦後のシンティ・ロマ政策を概観したうえで、世紀転換期バイエルンのシンティ・ロマ政策の現代的意義について考察している。世紀転換期バイエルンのシンティ・ロマ政策にみられる<労働への意志>を基準とした社会的排除は、近代ドイツ社会が勤労(者)を基盤として成立していることを示唆している。<働きもの>が社会の構成員であり、<怠けもの>は社会に存在してはならなかった。そしてその価値観は、<移動の自由>を通じた国民国家形成、それを制度面からサポートするための公的扶助改革、ミュンヘンの大都市化や第一次世界大戦を始めとした急激な社会変動のなかで前景化し、ヴァイマル期の刑罰制度を迂回した政策の成立を促した。

ナチス時代は、シンティ・ロマと「労働忌避者」がともに「反社会的分子」として取り締まられたが、この「反社会的分子」という概念は、世界恐慌後に一般化した。世界恐慌後のドイツでは、未曾有の経済危機も相まって、近代社会の基盤である勤労(者)の重要性がますます高まることで、それに真っ向から対立するふるまいである放浪生活や労働忌避への非難が激しくなり、「反社会的」と位置づけられるようになったと考えられる。こうした怠惰=反社会的という結びつけは、1938年にハイドリヒが「反社会的人物」の取り締まり命令の中で示した「反社会的分子」概念でも見られる。この点において、ヴァイマル末期とナチス期は通底している。「反社会的分子」を「共同体の異分子」として取り締まり、「民族共同体」の成立を目指したナチス期は、勤労(者)を重視する近代ドイツ社会の価値観が極限まで先鋭化した時代であったと見なすことができよう。